⑵　資金不足額解消の状況

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）	平成22年度（第２年度）	平成23年度（第３年度）	平成24年度（第４年度）	平成25年度（第５年度）
当初計画　A		△ 130,252	△ 119,857	△ 117,079	△ 108,170	2,641,904
解消実績額　B		△ 240,602	△ 202,993	△ 72,871	△ 91,800	2,774,812
現在計画　C						2,774,812
Ｂ－Ａ又はＣ－Ａ		△ 110,350	△ 83,136	44,208	16,370	132,908
資金不足額	2,166,546	2,407,148	2,610,141	2,683,012	2,774,812	―

⑶　資金不足比率の状況

（単位：％）

資金不足比率＼年度	計画初年度の前年度	計画初年度（平成21年度）		平成22年度（第２年度）		平成23年度（第３年度）		平成24年度（第４年度）		平成25年度（第５年度）	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率	54.4	56.9	60.6	63.5	67.5	70.8	72.9	79.2	83.3	―	―

⑷　その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

第三セクター等改革推進債を活用し、一般会計から流通業務団地整備事業特別会計への繰入れを行い、平成25年度末で流通業務団地整備事業特別会計を廃止した。

２　今後の公営企業の経営の方針

※平成25年度末をもって流通業務団地整備事業特別会計は廃止した。

○総務省告示第百二十三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第六条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第六条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。また、健全化法第十八条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第六条第一項の規定による報告の概要

青森県大鰐町　財政健全化計画実施状況報告（要旨）

１　具体的な措置の実施状況

・歳入において、固定資産税の税率改正、家庭ごみ収集の有料化（当初計画どおり）及び未利用地の売却（当初計画以上）を実施。

・人件費の削減を実施（当初計画以上）。

・施設管理の見直しを実施（当初計画以上）。

２　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成25年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
町税の歳入確保	44	45
家庭ごみ収集有料化	10	9